

中国ビジネス Q&A 中国の危険化学品の管理「一企業、一製品、一

Q 近年、危険化学品の管理措置として、中国政府は危険化学品の「一企業、一製品、一コード管理」（以下「一企業、一製品、一コード」という新しい政策を打ち出しました。その背景と中国に所在している企業の対応について、アドバイスをお願いします。

A 「一企業、一製品、一コード」は、既存の中国の危険化学品登録管理制度と「一冊、一ラベル」（化学品安全技术説明書と化学品安全ラベルのことを指す）管理制度の最適化およびグレードアップを図るものとして、危険化学品安全情報二次元コードを増設し、コード読み取りによる危険化学品の情報確認を可能にしました。「一企業、一製品、一コード」は先に広東省で試行され、2021年末に全国で導入されるようになりました。現在、広東省のほか山東省と上海市でも相次いで具体的な実施細則が発表されていることが、一般公開の検索エンジンにより分かります。しかし、各地では本政策と不一致の部分が依然としてあることから、リアルタイムで関連地域の政策・要求を理解し、必要に応じて現地の応急管理部門や税関に実務運用の要求を確認する必要があります。

1. 「一企業、一製品、一コード」策定の背景

危険化学品に関する現行の法令では、危険化学品の情報管理の基礎を構築するための危険化学品登録管理制度と化学品「一冊、一ラベル」管理制度という二つの重要な管理制度があります。

「一企業、一製品、一コード」は、上記の二つの管理制度のうえに危険化学品安全情報二次元コード（危険化学品追跡コードとも呼ばれ、以下「安全情報コード」という）を増設し、危険化学品のトレーサビリティとコード読み取りによる危険化学品情報の随時確認を可能にしました。

安全情報コードの生成は、危険化学品登録システムに依存しています。企業が危険化学品登録と化学品「一冊、一ラベル」情報の入力を完了した後、危険化学品登録システムは自動的に安全情報コードを生成します。「一企業、一製品、一コード」の実現のため、ハードウェア面で既存の危険化学品登録システムのアップグ

レードが必要になりました。このため、「一企業、一製品、一コード」は上記の二つの管理制度から独立したのではなく、既存の危険化学品登録管理制度および「一冊、一ラベル」管理制度の最適化とグレードアップを図るものです。

2. 「一企業、一製品、一コード」の各地での実施状況

2021年7月16日、広東省応急管理部門は「化学品登録総合サービスシステムと『一企業、一製品、一コード』標識化管理運用作業の展開に関する通知」（以下「広東省の政策」という）を公布し、省全体における「一企業、一製品、一コード」の試行を正式にスタートさせました（表1）。

21年12月31日、国家応急管理部は「全国危険化学品安全リスク集中管理方案」を発表し、各企業および各危険化学品向けの「一企業、一製品、一コード」の実施を明らかにしました。これにより「一企業、一

表1 広東省の政策

- 包装危険化学品の場合、危険化学品生産・輸入企業は、化学品の「一冊、一ラベル」情報を入力し、安全情報コードを自動的に生成させ、製品の出荷前に（輸入品の場合は税関通過前とし、特別な状況があつて税関通過前に完了できない場合は中国市場に入る前とする）製品の内装と外装に印刷または掲示しなければならない。具体的には、化学品安全ラベルの右下の余白に安全情報コードを貼り付けるか、または安全情報コードを化学品安全ラベルの一部にプリントする必要がある。
- 非包装危険化学品の場合、危険化学品経営企業（ガソリンスタンドを除く）は、上流企業から危険化学品安全情報コードを取得し、電子版の危険化学品安全情報コードを運送業者、販売先に提供し、充填時に運送業者の運転手、護送員に防水性の安全情報コードを提供して、車両に付帯して携えるよう要求しなければならない。また、危険貨物輸送車両の「安全標識プレート」に安全情報コードを印刷、または貼り付け、あるいはぶら下げるか、または車両後部の目立つところに安全情報コード付きの化学品安全ラベルを貼り付けるか、あるいはぶら下げるよう、運送業者を監督しなければならない。

「一企業、一製品、一コード」の新政策及び企業の対応について

ダン・リーグ法律事務所
弁護士 張磊、徐辰璘

表2 山東省および上海市の政策

山東省の政策	<ul style="list-style-type: none"> ● 山東省の危険化学品生産・輸入企業は企業登録情報を適時に確認、更新し、追加入力しなければならず、審査通過後、自社製品または輸入品である危険化学品の自動生成された安全情報コードを危険化学品の包装（外装を含む）に印刷し、貼り付けまたは化学品安全ラベルの余白に印刷しなければならない。 ● 危険化学品生産・経営（輸入を含む）企業が危険化学品の輸送を委託する場合、安全情報コードを運送業者とその運転手、護送員に提供しなければならない。
上海市の政策	<ul style="list-style-type: none"> ● 「危険化学品目録（2015版）実施ガイドライン（試行）」の別紙である「危険化学品分類情報表」に記載された危険化学品の生産・充填・包装・化学品ラベル変更が上海市内で行われる場合、または上海港で通関し上海市内で流通する場合、安全情報コードを取得しなければならない。 ● 下記のいずれかに該当する場合、安全情報コードを取得する必要はない。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 危険化学品確定原則に合致するが、品名が記載されていない危険化学品 2. 包装規格が100グラム/ミリリットル未満の危険化学品 3. パイプライン、タンカー、ばら積み化学品運送船、液化ガス運送船で輸送される危険化学品 4. 上海港で通関した後、他の省や市に直接輸送され、または当市の企業に直接輸送され生産原料として使用される危険化学品 ● 企業は、危険化学品の追跡コードを危険化学品の各流通プロセスの外装に印刷し、貼り付ける必要がある。タンクローリーで輸送される危険化学品は、バーチャル追跡コードを使用するか、または危険化学品追跡コードを船荷証券/注文書に印刷することもできる。

製品、一コード」の全国レベルでの実施が始まりました。各地方政府が公開した文書を調べると、現時点で19の省・直轄市・自治区がガイドラインを発表しています。上記広東省に続き、山東省が22年8月26日に「危険化学品の『一企業、一製品、一コード』標識化管理の推進、安全リスク識別管理のさらなる強化に関する通知」（以下「山東省の政策」という）を、上海市が24年2月4日に「『一企業、一製品、一コード』に基づく危険化学品入出庫および危険貨物積み下ろしの情報化管理の推進に関する通知」（以下「上海市の政策」という）を公布し、相次いで具体的な実施細則を発表しました（表2）。

3. 「一企業、一製品、一コード」に対する企業の対応

上記の解説から分かるように、現在はまだ全国範囲で「一企業、一製品、一コード」の実施を推し進めている段階で、一部の地域では具体的な実施細則が発表されましたが、各地方の政策要求に不一致があることから、以下の4点に注意して対応することをお勧めします。

第1：「一企業、一製品、一コード」の実施に伴い、危険化学品の管理はますます規範化され厳しくなることから、企業が自らの危険化学品の識別・管理システムを整備し、「一企業、一製品、一コード」の取得

に必要な危険化学品登録手続きと「一冊、一ラベル」の運用を完了すること。

第2：企業の所在地および危険化学品の生産、輸入、流通に係わる地域の「一企業、一製品、一コード」の政策要求に注目し、適時に対応する必要がある。各地方に未公開の内部実施細則があり得るため、必要に応じて所在地の应急管理部門に相談すること。

第3：輸入危険化学品に安全情報コードを貼り付けるタイミングについて、広東省は税関通過前に完了すること（特別な状況があつて税関通過前に完了できない場合は、製品が中国市場に入る前とする）を要求し、他の地域は明確な規定を出していない。このため、事前に輸入港の税関に実施細則を確認すること。

第4：広東省で危険化学品を生産・経営（輸入を含む）する場合、または広東省で生産、または広東省の港から輸入するなど流通範囲が広東省に及ぶ場合、広東省の「一企業、一製品、一コード」の適用要求に注目する必要がある。広東省の政策には、規定通りに「一企業、一製品、一コード」を適用せず、危険化学品の包装（外装を含む）に化学品安全ラベル、危険化学品安全情報コード（二次元コード）を貼り付けていないか、またはぶら下げていない企業に対し、「危険化学品登録管理弁法」第30条に基づいて処罰する、との罰則規定があること。